

四半期報告書

(第23期第1四半期)

自 平成21年8月1日
至 平成21年10月31日

株式会社アルデプロ

(E04023)

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【関係会社の状況】	3
4【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【仕入及び販売の状況】	4
2【事業等のリスク】	4
3【経営上の重要な契約等】	8
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3【設備の状況】	12
第4【提出会社の状況】	13
1【株式等の状況】	13
2【株価の推移】	17
3【役員の状況】	17
第5【経理の状況】	18
1【四半期連結財務諸表】	19
2【その他】	37
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	38
四半期レビュー報告書	39
確認書	43

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月15日

【四半期会計期間】 第23期第1四半期
(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 橋 康 夫

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 久 保 玲 士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 久 保 玲 士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第22期 前第1四半期 連結累計(会計)期間	第23期 当第1四半期 連結累計(会計)期間	第22期
会計期間	自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日	自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日	自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日
売上高 (千円)	3,240,378	2,184,251	13,924,998
経常損失(△) (千円)	△2,341,449	△946,788	△18,611,479
四半期(当期) 純損失(△) (千円)	△7,100,057	△1,310,567	△25,618,122
純資産額 (千円)	△1,107,080	△20,910,414	△19,598,946
総資産額 (千円)	61,441,887	30,273,765	32,705,360
1株当たり純資産額 (円)	△262.99	△4,958.32	△4,647.32
1株当たり四半期 (当期)純損失(△) (円)	△1,683.34	△310.72	△6,073.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1.8	△69.1	△59.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,271,761	1,497,022	9,309,538
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,025,679	△31,601	1,553,184
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,800,792	△1,746,296	△14,029,818
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,723,506	382,241	59,761
従業員数 (名)	194	37	40

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した株式会社アルデプロ住宅販売を連結の範囲に含めております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した株式会社アルデプロ住宅販売を連結の範囲に含めております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年10月31日現在

従業員数(名)	37
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数が前連結会計年度末と比較して3名減少しておりますが、これは主に当社及び子会社の従業員の退職等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年10月31日現在

従業員数(名)	30
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数が前事業年度末と比較して5名減少しておりますが、これは主に当社の従業員の退職等によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
不動産再活事業	287,931	—
その他事業	—	—
合計	287,931	—

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(千円)	前年同四半期比(%)
不動産再活事業	1,957,933	△22.0
その他事業	226,317	△69.2
合計	2,184,251	△32.6

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
個人	440,288	13.6	—	—
株式会社エー・ディー・ワークス	349,604	10.8	—	—
丸愛土地株式会社	—	—	819,984	37.5
株式会社サジェスト	—	—	400,304	18.3

2 【事業等のリスク】

当社グループは、リスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、あるいは発生した場合の適切な対応に努める所存であります。なお、記載しております文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

1 前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりであります。

I 当社株式の監理銘柄(審査中)指定の解除、当社株式の特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約

金の徴求について

当社は平成21年10月23日、「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。

この開示内容から、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」）より有価証券上場規程施行規則第605条第1項第14号（上場会社が有価証券上場規程第601条第1項第11号a前段（有価証券上場規程第603条第1項第6号による場合）に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合）に該当することとなり、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されたものであります。

その後、平成21年11月24日、東証より、平成21年11月25日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、および新たに同日付で、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領いたしました。

また、上場契約違約金1,000万円の支払いを求められることとなりました。

その概要といたしましては、以下のとおりであります。

① 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は平成21年10月23日付で、「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。その開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第605条第1項第14号（上場会社が有価証券上場規程第601条第1項第11号a前段（有価証券上場規程第603条第1項第6号による場合）に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合）に該当することとなり、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されました。

その後、当社は平成21年10月28日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

平成21年11月24日、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定について解除されることが決定いたしました。

② 当社株式の特設注意市場銘柄への指定について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定は解除されましたが、当社において、会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明いたしました。

このことから、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。

③ 上場契約違約金の徴求について

当社は、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成21年11月17日付で次に記載の過年度の決算短信等を訂正いたしました。

訂正を行った決算短信等

① 平成18年7月期	平成18年7月期 中間決算短信（連結）	平成18年3月6日発表
② 平成18年7月期	個別中間財務諸表の概要	平成18年3月6日発表
③ 平成19年7月期	平成19年7月期 中間決算短信（連結）	平成18年3月6日発表
④ 平成19年7月期	個別中間財務諸表の概要	平成18年3月6日発表
⑤ 平成19年7月期	決算短信	平成19年9月14日発表
⑥ 平成20年7月期	平成20年7月期 中間決算短信	平成20年3月14日発表
⑦ 平成20年7月期	決算短信	平成20年8月12日発表

(注1) 平成19年7月期(中間)の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成18年7月期(中間)の連結財務諸表等を訂正したため、平成19年7月期中間決算短信(連結)および平成19年7月期個別中間財務諸表の概要を訂正しております。

そして東証より、平成20年7月期の決算短信等を訂正した件について、有価証券上場規程第412条に違反したと認められ、当社が東証の市場に対する株主および投資者の信頼を棄損したと認められることから、有価証券上場規程第509条第1項第1号に基づき、上場契約違約金1,000万円の支払いを求められることとなりました。

当社は、このたびの過年度決算の訂正において、市場の信頼を傷つけ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けて再発防止はもちろんのこと、コーポレートガバナンスのさらなる強化に努めてまいります。

II 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令および答弁書について

当社は、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成21年10月28日に以下の有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書を訂正し、それぞれの訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書を提出いたしました。

提出した訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 平成18年7月期(中間) | 半期報告書の訂正報告書(注1) |
| ② 平成19年7月期(中間) | 半期報告書の訂正報告書(注2) |
| ③ 平成19年7月期 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| ④ 平成20年7月期(中間) | 半期報告書の訂正報告書 |
| ⑤ 平成20年7月期 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| ⑥ 平成21年7月期第1四半期 | 四半期報告書の訂正報告書 |
| ⑦ 平成21年7月期第2四半期 | 四半期報告書の訂正報告書 |
| ⑧ 平成21年7月期第3四半期 | 四半期報告書の訂正報告書 |

(注1) 平成18年7月期(中間) 半期報告書の訂正報告書は、平成21年10月28日に、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)により提出しましたが、公衆縦覧期間が経過しておりますため、EDINET上では、閲覧できませんので、ご了承ください。

(注2) 平成19年7月期(中間)の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成18年7月期(中間)の連結財務諸表等を訂正したため、訂正報告書を提出しております。

また、上記の有価証券報告書等のうち、訂正前の平成18年7月(中間)(自平成17年8月1日至平成18年1月31日)半期報告書を参照書類とする発行開示書類に基づき平成18年5月に募集株式を発行し、また、訂正前の平成19年7月期(自平成18年8月1日至平成19年7月31日)有価証券報告書および平成20年7月(中間)(自平成19年8月1日至平成20年1月31日)半期報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づき平成20年8月に無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

これらの、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した行為(平成19年7月期(中間)半期報告書を除く)および重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に関し平成21年11月24日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し2億8,155万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありました。

その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。平成21年11月30日開催の取締役会において、同通知書に記載された金融商品取引法第178条第1項第2号および

第4号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額（金2億8,155万円）を認める旨決議し、ただちにその答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。今後当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付することとなります。

当社はこのたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止ならびに皆様からの信頼回復に努めてまいります。

2 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

I 継続企業の前提に関する事項の注記について

当社グループの属する不動産業界におきましては、景気対策により耐久財消費に持ち直しの効果が認められるものの、雇用情勢の悪化による可処分所得の減少が個人消費を下押ししたため、住宅投資も減少が続いており、不動産価格の下落や、新築住宅供給戸数の減少に繋がっております。一方、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施により、特にコストパフォーマンスの高い値ごろ感のある中古マンションの流通は堅調に推移しており、不動産価格の下落も底が見えてきたものと思われま

す。このような環境下、当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良な中古不動産に対する需要は中長期的に拡大していくものと見込み、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、当第1四半期も厳しい業績となりました。不動産価格の下落の影響を受け、利益率が低下し、当第1四半期連結会計期間において売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長しております。また、支払利息の支払いについて一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできておりません。さらに、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、当社第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより、当該社債に係る債務全額の弁済をただちに履行する旨の催告書を受領しております。そして、当第1四半期連結会計期間末において209億10百万円の債務超過となっております。

以上のような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

II 当社第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益喪失について

当社が発行している株式会社アルデプロ第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）は、以下のとおり、社債要項に基づき期限の利益を喪失いたしました。

① 期限の利益の喪失に至った経緯

当社は、平成21年11月27日に当該社債の利息を支払わなかったことにより、社債要項第13項に定める期限の利益喪失に関する特約に該当し、平成21年11月27日付をもってその全額につき期限の利益を喪失いたしました。そして、平成21年11月30日付で株式会社近畿大阪銀行から当該社債に係る債務全額をただちに履行する旨の催告書が当社宛に送付され、平成21年12月1日受領いたしました。

② 対象となる社債

- | | |
|---------|--|
| (1) 名称 | 株式会社アルデプロ第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定） |
| (2) 発行日 | 平成17年11月29日 |

(3) 償還日 平成22年11月29日

(4) 現在残高 金4億5千万円

③ 今後の見通し

当社が所有する不動産については、販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済の猶予をいただいております。

また、支払利息の支払いについて、一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできていない状況にあります。また、金融機関からの借入金のうち、返済期限が経過している借入金の一部については、当該借入金の担保となっている収益用不動産からの賃料収入を当該借入金の弁済に充当しているものもあります。また、当社は担保不動産の売却を進めておりますが、売却による収入によって借入金全額を弁済できない場合、当該金融機関には不足する借入金の弁済について猶予をいただいております。このように、現時点において金融機関が強硬な回収手段を取るようなことはなく、不動産市況が底ばいを続けるなか、金融機関は現状の不動産市況を静観しつつあるものと当社では判断しております。なお、平成21年10月末時点の借入金や社債の合計額は434億円であります。

上記のような状況のなか、このたびの第2回無担保社債の期限の利益の喪失につきましても、当社は株式会社近畿大阪銀行へ当社の状況について説明し、ご理解いただいているものと判断しており、今後第2回無担保社債の償還方法等について、株式会社近畿大阪銀行と協議してまいります。

当社は、以上のような金融機関のご理解のもと資金繰りの改善、債務超過の解消に向け、諸施策を検討しております。その方針等が確定次第、発表いたします。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部では経済政策の効果が緩やかに発現しつつあるものの、全体では未だ米国の世界的金融市場悪化が尾を引き、企業業績悪化、雇用不安の増大、さらにはデフレ懸念等、景気の浮揚はいまだ不透明と言わざるを得ない状況であります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、商業ビル市況では、信用収縮に空室率の増加が追い討ちをかけ、依然として活況にはほど遠い状態が続いております。これに対し、住宅供給市況では、住宅価格の底値感の台頭に加え、住宅取得促進政策の実施が消費者を後押し、緩やかながら回復の兆しがみえるようになってまいりました。

このような環境の下、当社では、在庫物件売却によるバランスシートの健全化を図ってまいりました。また、収益物件の稼働率向上を図り、堅実な収益源の確保にも取り組んでまいりました。そして、法人および個人向けに中古不動産の販売活動を行ってまいりました。しかしながら、全体として不動産販売が伸びず、売上高は21億84百万円(前年同期比32.6%減)、営業損失は7億16百万円(前年同期は19億99百万円の営業損失)、経常損失は9億46百万円(前年同期は23億41百万円の経常損失)、四半期純損失は13億10百万円(前年同期は71億円の四半期純損失)となりました。

(セグメント別の概況)

事業の種類別セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

① 不動産再活事業

当社グループの主力である不動産再活事業におきましては、収益用の中古オフィスビルや中古マンションなどの売上につきましては、不動産市場の停滞による購入意欲の減退、買い手側の資金調達難などの影響を受け、低調に推移いたしました。また簿価を下回る価格での売却をせざるを得ないこともあり、利益率も悪化しました。一方、中古マンションの主一次取得者(注)への低価格での販売を実現するための実住物件の戸別販売につきましては、住宅価格の底値感の台頭から回復基調となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は19億57百万円(前年同期比22.0%減)、営業損失は6億40百万円(前年同期は15億56百万円の営業損失)となりました。

(注) 初めて住宅を購入する人。

② その他事業

その他事業は、当社保有物件にかかる受取賃料、不動産売買における仲介事業等であります。平成20年2月から順次連結子会社を売却してきたことにより、その他事業にかかる売上高は減少いたしました。

以上の結果、その他事業の売上高は2億26百万円(同69.2%減)、営業利益は63百万円(前年同期は23百万円の営業損失)となりました。

「財政状態及び経営成績の分析」における前第1四半期連結会計期間の金額、前年同期比増減率につきましては、参考として記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、302億73百万円(前連結会計年度末比24億31百万円の

減少)となりました。主な理由としては、商品の販売による販売用不動産の減少、短期借入金の減少などです。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、511億84百万円(同11億20百万円の減少)となりました。主な理由としては、商品の販売に伴う借入金の金融機関への返済により短期借入金が増加したことなどによるものです。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、△209億10百万円(同13億11百万円の減少)となりました。主な理由としては、四半期純損失13億10百万円を計上したことに伴う利益剰余金の減少などによるものです。以上の結果、自己資本比率は△69.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は3億82百万円と、前連結会計年度末の残高59百万円と比べて、3億22百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、14億97百万円の収入(前年同期は12億71百万円の収入)となりました。これは、税金等調整前四半期純損失13億9百万円を計上したものの、棚卸資産の減少22億8百万円の計上などにより営業キャッシュ・フローが増加になったものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、31百万円の減少(前年同期は10億25百万円の収入)となりました。これは、差入保証金の差入による支出40百万円などを計上したことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、17億46百万円の支出(前年同期は38億円の支出)となりました。これは、物件の売却に伴い短期借入金を金融機関に返済したことなどによる減少であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消すべく努めております。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容および当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策

当社グループが株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求を受けたことならびに証券取引等監視委員会が内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に対し課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったことにつきましては、過年度決算の訂正を行ったことによるものであり、この原因は当社において会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことによるものと判断しております。

当社では、再発防止のため、以下の方策を構築しております。

- ① 仕入投資委員会を設置し、通常の稟議手続きによる決裁とは別に、仕入(開発事業も含む、以下

同じ) 物件の厳密な査定・評価並びに事業計画の遂行をチェックする。

② 財務諸表の作成プロセスの明確化を図るために、会計監査人と監査役会並びに内部監査室との間によるレビューを行い、取締役会に報告し代表取締役を確認をすることとする。

③ 内部統制システム構築の基本方針 (H18. 5. 15) を再作成してコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの再構築を図る。

④ 会計的な認識を全社的に周知徹底・熟知を図る。

また、当社が継続企業の前提に関する事項に記載しているような状態になっていることにつきましては、急激な不動産市況の下落の影響を受け、財務内容が悪化したものと判断しております。

当社は、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化を実現し、当該重要事象等を解消または改善していけるものと考えております。

① 金融機関からの借入金のうち返済期限が経過している借入金の一部については、当該借入金の担保となっている収益用不動産からの賃料収入を当該借入金の弁済に充当しているものもあります。また、当社は担保不動産の売却を進めておりますが、売却による収入によって借入金全額を弁済できない場合、当該金融機関には、不足する借入金の弁済について猶予していただいております。また、第2回無担保社債(株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定)の期限の利益の喪失により、全額の弁済履行を要求する催告書を受領いたしました。当社は株式会社近畿大阪銀行へ当社の状況を説明し、ご理解いただいているものと判断しており、今後第2回無担保社債の償還方法等について、株式会社近畿大阪銀行と協議してまいります。このように、金融機関が強硬な回収手段をとるようなことはなく、不動産市況が底ばいを続ける中、金融機関は現状の不動産市況を静観しつつあるものと当社では判断しております。

② 当社は、平成19年8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社(以下、G S T K 4といたします。)を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第1回C Bといたします。)を発行いたしました。第1回C Bの償還期限は平成20年8月27日でしたが、平成20年8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第2回C Bといたします。)をG S T K 4を引受先として発行し第1回C Bと相殺いたしました。そして、第2回C Bの償還期限が平成21年8月27日に到来いたしました。現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、平成21年8月21日付で、償還に向けて引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

その後も、協議を続けておりますが、協議にもうしばらく時間を要することから、償還義務の履行を平成22年2月26日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

今後償還期日が到来する当該社債につきましては、G S T K 4と償還義務の履行の再度の猶予について前向きな協議を行い、さらに今後、建設的な資本政策を検討・実施してまいります。

③ 当社グループのビジネスモデルの原点である中古マンションの再活事業の特徴は、1棟丸ごと仕入れ、内外装を施し区分登記し、また管理組合設立準備を行い、販売するものです。この販売期間は3カ月~4カ月程度で、新築マンションの18カ月~36カ月に比べると、短くなっております。また、中古マンションの価格は同程度の新築マンションの6割~7割程度と割安感があり、需要は底堅いものがあります。

平成22年7月期において、中古マンションを仕入れ、年間3回転強、売上総利益率20%で販売してまいります。仕入に当たっては、利益を確保できる物件を厳選してまいります。さらに、中型のマンションやオフィスの再活も手掛け、業績の回復を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,871,356
計	16,871,356

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年12月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,217,839	4,217,839	東京証券取引所 マザーズ	単元株制度を採用しており ません。
計	4,217,839	4,217,839	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権
(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年10月31日)
新株予約権の数	1個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は、単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	400株
新株予約権の行使時の払込金額	150円
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150円 資本組入額 75円
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割
これらにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

- 2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 4 株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した第6回新株予約権

(平成20年10月24日定時株主総会特別決議及び平成20年12月9日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年10月31日)
新株予約権の数	10,030個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は、単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	10,030株(注1,2)
新株予約権の行使時の払込金額	1,358円(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,358円 資本組入額 679円
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年8月1日～ 平成21年10月31日	—	4,217,839	—	12,944,169	—	12,309,418

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、当社取締役秋元竜弥から平成21年10月14日付で変更報告書の写の送付があり、平成21年10月6日現在で775,424株を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、当社取締役秋元竜弥の変更報告書の写の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
秋元竜弥	東京都目黒区	775,424	18.38

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年7月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,217,839	4,217,839	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,217,839	—	—
総株主の議決権	—	4,217,839	—

② 【自己株式等】

平成21年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 8月	9月	10月
最高(円)	1,468	1,467	805
最低(円)	670	693	319

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、ありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、前第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、明誠監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、前第1四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成21年10月28日に提出した四半期報告書の訂正報告書に添付されたものによっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 532,241	※2 209,761
受取手形及び売掛金	64	96
販売用不動産	23,598,375	25,751,159
仕掛品	513,424	431,165
前渡金	4,607,026	4,704,180
その他	691,936	730,199
貸倒引当金	△125,471	△129,732
流動資産合計	29,817,597	31,696,831
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産合計	※1, ※2 68,691	68,737
投資その他の資産		
長期滞留債権等	2,043,737	2,048,817
その他	387,476	1,070,127
貸倒引当金	△2,043,737	△2,179,153
投資その他の資産合計	387,476	939,791
固定資産合計	456,167	1,008,529
資産合計	30,273,765	32,705,360

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年10月31日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年7月31日)

負債の部			
流動負債			
買掛金		168,000	244,150
短期借入金	※2, ※3	30,412,701	※2, ※3 32,156,998
1年内返済予定の長期借入金	※2	2,092,178	※2 217,178
1年内償還予定の社債		10,002,720	10,002,720
未払法人税等		70,747	57,293
解約損失引当金		4,598,930	4,754,180
損害賠償損失引当金		288,331	—
その他		2,203,804	1,571,625
流動負債合計		49,837,413	49,004,146
固定負債			
社債		450,000	450,000
長期借入金	※2	555,500	※2 2,432,500
退職給付引当金		11,066	11,260
その他		330,200	406,400
固定負債合計		1,346,766	3,300,160
負債合計		51,184,179	52,304,307
純資産の部			
株主資本			
資本金		12,944,169	12,944,169
資本剰余金		12,309,418	12,309,418
利益剰余金		△46,164,595	△44,854,028
株主資本合計		△20,911,007	△19,600,440
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△2,400	△1,200
評価・換算差額等合計		△2,400	△1,200
新株予約権		2,993	2,693
純資産合計		△20,910,414	△19,598,946
負債純資産合計		30,273,765	32,705,360

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)
売上高	※ 3,240,378	※ 2,184,251
売上原価	4,452,242	2,647,669
売上総損失(△)	△1,211,863	△463,417
販売費及び一般管理費	787,667	253,077
営業損失(△)	△1,999,531	△716,495
営業外収益		
受取利息	3,077	110
受取手数料	19,333	—
その他	18,687	47,944
営業外収益合計	41,098	48,054
営業外費用		
支払利息	348,359	267,335
支払手数料	13,689	1,073
消費税相殺差損	11,599	9,417
その他	9,368	520
営業外費用合計	383,016	278,347
経常損失(△)	△2,341,449	△946,788
特別利益		
固定資産売却益	890	61
貸倒引当金戻入額	981,881	139,677
賞与引当金戻入額	—	4,473
債務免除益	—	71,500
その他	285	—
特別利益合計	983,057	215,712
特別損失		
固定資産除却損	18,501	—
固定資産売却損	2,524	—
貸倒引当金繰入額	3,618	—
投資有価証券評価損	14,999	—
減損損失	251,127	—
事業再編費用	6,410	—
販売用不動産評価損	4,460,091	—
解約損失引当金繰入額	975,292	—
損害賠償損失引当金繰入額	—	288,331
課徴金納付見込額	—	281,550
その他	—	8,571
特別損失合計	5,732,566	578,452
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,090,958	△1,309,528
法人税、住民税及び事業税	3,476	1,038
法人税等調整額	5,593	—
法人税等合計	9,069	1,038
少数株主利益	29	—
四半期純損失(△)	△7,100,057	△1,310,567

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,090,958	△1,309,528
減価償却費	14,657	46
のれん償却額	70,076	—
減損損失	251,127	—
事業再編費用	6,410	—
販売用不動産評価損	4,460,091	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,123,057	△139,677
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,241	△4,473
解約損失引当金の増減額(△は減少)	975,292	155,250
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△334	△353
損害賠償損失引当金の増減額(△は減少)	—	288,331
受取利息及び受取配当金	△3,077	△110
支払利息	348,359	267,335
投資有価証券評価損益(△は益)	14,999	—
株式交付費	1,000	—
固定資産売却損益(△は益)	1,634	△61
固定資産除却損	18,501	—
売上債権の増減額(△は増加)	14,989	32
たな卸資産の増減額(△は増加)	4,534,266	2,208,950
前渡金の増減額(△は増加)	△27,926	99,726
その他の流動資産の増減額(△は増加)	449,174	50,288
仕入債務の増減額(△は減少)	△53,196	△76,150
未払消費税等の増減額(△は減少)	56,542	25,199
前受金の増減額(△は減少)	△11,060	48,250
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△217,385	△116,487
その他	△887,353	266,043
小計	1,808,014	1,762,610
利息及び配当金の受取額	3,077	110
利息の支払額	△539,331	△277,703
法人税等の支払額	—	12,004
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,271,761	1,497,022

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△8,000	—
定期預金の払戻による収入	6,000	—
有形固定資産の取得による支出	△476	—
有形固定資産の売却による収入	26,052	61
無形固定資産の売却による収入	161	—
貸付金の回収による収入	978,320	—
差入保証金の差入による支出	△4,660	△40,000
差入保証金の回収による収入	27,181	8,337
その他	1,100	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,025,679	△31,601
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,768,043	△1,744,296
長期借入金の返済による支出	△31,749	△2,000
その他	△1,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,800,792	△1,746,296
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,503,352	△280,875
現金及び現金同等物の期首残高	3,226,858	59,761
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	603,355
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,723,506	※ 382,241

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)

当社グループの属する不動産業界におきましては、景気対策により耐久財消費に持ち直しの効果が認められるものの、雇用情勢の悪化による可処分所得の減少が個人消費を下押ししたため、住宅投資も減少が続いており、不動産価格の下落や、新築住宅供給戸数の減少に繋がっております。一方、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施により、特にコストパフォーマンスの高い値ごろ感のある中古マンションの流通は堅調に推移しており、不動産価格の下落も底が見えてきたものと思われま

す。このような環境下、当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良な中古不動産に対する需要は中長期的に拡大していくものと見込み、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、当第1四半期も厳しい業績となりました。不動産価格の下落の影響を受け、利益率が低下し、当第1四半期連結会計期間において売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長しております。また、支払利息の支払いについて一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできておりません。さらに、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、当社第2回無担保社債(株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定)の期限の利益を喪失したことにより、当該社債に係る債務全額の弁済をただちに履行する旨の催告書を受領しております。そして、当第1四半期連結会計期間末において209億10百万円の債務超過となっております。

以上のような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化が実現できると考えております。

- ① 金融機関からの借入金のうち返済期限が経過している借入金の一部については、当該借入金の担保となっている収益用不動産からの賃料収入を当該借入金の弁済に充当しているものもあります。また、当社は担保不動産の売却を進めておりますが、売却による収入によって借入金全額を弁済できない場合、当該金融機関には、不足する借入金の弁済について猶予していただいております。また、第2回無担保社債(株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定)の期限の利益の喪失により、全額の弁済履行を要求する催告書を受領いたしましたが、当社は株式会社近畿大阪銀行へ当社の状況を説明し、ご理解いただいているものと判断しており、今後第2回無担保社債の償還方法等について、株式会社近畿大阪銀行と協議してまいります。このように、金融機関が強硬な回収手段をとるようなことはなく、不動産市況が底ばいを続ける中、金融機関は現状の不動産市況を静観しつつあるものと当社では判断しております。
- ② 当社は、平成19年8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社(以下、G S T K 4といたします。)を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第1回C Bといたします。)を発行いたしました。第1回C Bの償還期限は平成20年8月27日でしたが、平成20年8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第2回C Bといたします。)をG S T K 4を引受先として発行し、第1回C Bと相殺いたしました。

そして、第2回C Bの償還期限が平成21年8月27日に到来いたしましたが、現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、平成21年8月21日付で、償還に向けて引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

その後も、協議を続けておりますが、協議にもうしばらく時間を要することから、償還義務の履行を平成22年2月26日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

今後償還期日が到来する当該社債につきましては、G S T K 4 と償還義務の履行の再度の猶予について前向きな協議を行い、さらに今後、建設的な資本政策を検討・実施してまいり所存であります。

- ③ 当社グループのビジネスモデルの原点である中古マンションの再活事業の特徴は、1棟丸ごと仕入れ、内外装を施し区分登記し、また管理組合設立準備を行い、販売するものです。この販売期間は3カ月～4カ月程度で、新築マンションの18カ月～36カ月に比べると、短くなっております。また、中古マンションの価格は同程度の新築マンションの6割～7割程度と割安感があり、需要は底堅いものがあります。

平成22年7月期において、中古マンションを仕入れ、年間3回転強、売上総利益率20%で販売してまいります。仕入に当たっては、利益を確保できる物件を厳選してまいります。さらに、中型のマンションやオフィスの再活も手掛け、業績の回復を目指してまいります。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の状況は四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

1. 連結の範囲に関する事項の変更

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した株式会社アルデプロ住宅販売を連結の範囲に含めております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	
① 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末における一般債権の貸倒実績率等については、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末に算定した貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
② 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	
(損害賠償損失引当金)	当社は、平成20年2月14日付で株式会社ゼニスから、不動産物件の売買の媒介手数料288,331千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。平成21年10月30日付で東京地方裁判所（第一審判決）において288,331千円を支払うよう判決の言い渡しがありましたが、当社はこれを不服として東京高等裁判所に控訴いたしました。ただし、当第1四半期連結会計期間において将来の損害賠償に備えるため、同額を第1四半期連結貸借対照表の損害賠償損失引当金に計上し、第1四半期連結累計損益計算書の損害賠償損失引当金繰入額に同額を計上しております。
(偶発債務)	当社は、平成20年6月26日付で福岡サプリー合同会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金1,060,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年10月31日)	前連結会計年度末 (平成21年7月31日)																																																				
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 76,375千円 有形固定資産の減損損失累計額 72,529千円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">150,000 千円</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">23,265,047</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">4,617</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">64,073</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">23,483,739</td> </tr> </table> <p>担保付負債</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">25,277,489</td> </tr> <tr> <td>一年以内返済予定の</td> <td style="text-align: right;">2,053,678</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">27,331,167</td> </tr> </table> <p>※3 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>当座貸越契約の総額</td> <td style="text-align: right;">8,838,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,930,623</td> </tr> <tr> <td>差し引き額</td> <td style="text-align: right;">4,907,376</td> </tr> </table>	現金及び預金	150,000 千円	販売用不動産	23,265,047	建物	4,617	土地	64,073	合計	23,483,739	短期借入金	25,277,489	一年以内返済予定の	2,053,678	長期借入金	—	長期借入金	—	合計	27,331,167	当座貸越契約の総額	8,838,000 千円	借入実行残高	3,930,623	差し引き額	4,907,376	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 168,707千円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">150,000千円</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">25,751,159</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">4,664</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">64,073</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">25,969,897</td> </tr> </table> <p>担保付負債</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">28,275,331</td> </tr> <tr> <td>一年以内返済予定の</td> <td style="text-align: right;">217,178</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,836,500</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,836,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">30,329,009</td> </tr> </table> <p>※3 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>当座貸越契約の総額</td> <td style="text-align: right;">8,838,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,941,643</td> </tr> <tr> <td>差し引き額</td> <td style="text-align: right;">4,896,356</td> </tr> </table>	現金及び預金	150,000千円	販売用不動産	25,751,159	建物	4,664	土地	64,073	合計	25,969,897	短期借入金	28,275,331	一年以内返済予定の	217,178	長期借入金	1,836,500	長期借入金	1,836,500	合計	30,329,009	当座貸越契約の総額	8,838,000千円	借入実行残高	3,941,643	差し引き額	4,896,356
現金及び預金	150,000 千円																																																				
販売用不動産	23,265,047																																																				
建物	4,617																																																				
土地	64,073																																																				
合計	23,483,739																																																				
短期借入金	25,277,489																																																				
一年以内返済予定の	2,053,678																																																				
長期借入金	—																																																				
長期借入金	—																																																				
合計	27,331,167																																																				
当座貸越契約の総額	8,838,000 千円																																																				
借入実行残高	3,930,623																																																				
差し引き額	4,907,376																																																				
現金及び預金	150,000千円																																																				
販売用不動産	25,751,159																																																				
建物	4,664																																																				
土地	64,073																																																				
合計	25,969,897																																																				
短期借入金	28,275,331																																																				
一年以内返済予定の	217,178																																																				
長期借入金	1,836,500																																																				
長期借入金	1,836,500																																																				
合計	30,329,009																																																				
当座貸越契約の総額	8,838,000千円																																																				
借入実行残高	3,941,643																																																				
差し引き額	4,896,356																																																				

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)																										
<p>※ 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">62,829千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">25,054</td> </tr> <tr> <td>給与及び手当</td> <td style="text-align: right;">221,826</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">39,032</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">46,048</td> </tr> <tr> <td>管理諸費</td> <td style="text-align: right;">57,132</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">86,038</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">67,935</td> </tr> </table>	販売手数料	62,829千円	貸倒引当金繰入額	25,054	給与及び手当	221,826	地代家賃	39,032	租税公課	46,048	管理諸費	57,132	広告宣伝費	86,038	のれん償却額	67,935	<p>※ 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">86,355千円</td> </tr> <tr> <td>給与及び手当</td> <td style="text-align: right;">65,957</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">7,464</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">15,899</td> </tr> <tr> <td>管理諸費</td> <td style="text-align: right;">23,812</td> </tr> </table>	販売手数料	86,355千円	給与及び手当	65,957	地代家賃	7,464	租税公課	15,899	管理諸費	23,812
販売手数料	62,829千円																										
貸倒引当金繰入額	25,054																										
給与及び手当	221,826																										
地代家賃	39,032																										
租税公課	46,048																										
管理諸費	57,132																										
広告宣伝費	86,038																										
のれん償却額	67,935																										
販売手数料	86,355千円																										
給与及び手当	65,957																										
地代家賃	7,464																										
租税公課	15,899																										
管理諸費	23,812																										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,753,020千円 預入期間が3か月超の定期預金 <u>△29,514</u> 現金及び現金同等物 1,723,506	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 532,241千円 預入期間が3か月超の定期預金 <u>△150,000</u> 現金及び現金同等物 382,241

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年10月31日)及び当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,217,839

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年8月1日至平成21年10月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年10月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年10月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年8月1日至平成21年10月31日)

四半期連結財務諸表に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年8月1日至平成21年10月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,508,654	731,724	3,240,378	—	3,240,378
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	1,883	1,883	(1,883)	—
計	2,508,654	733,607	3,242,262	(1,883)	3,240,378
営業損失(△)	△1,556,009	△23,314	△1,579,324	(420,207)	△1,999,531

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他…賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,957,933	226,317	2,184,251	—	2,184,251
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,957,933	226,317	2,184,251	—	2,184,251
営業利益又は営業損失(△)	△640,022	63,312	△576,710	(139,785)	△716,495

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他…賃料収入、収入手数料等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年10月31日)	前連結会計年度末 (平成21年7月31日)
△4,958.32円	△4,647.32円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △1,683.34円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失(△) △310.72円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(千円)	△7,100,057	△1,310,567
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△7,100,057	△1,310,567
普通株式の期中平均株式数(株)	4,217,839	4,217,839

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年8月1日至平成21年10月31日)

I. 債務超過の猶予期間入りについて

当社は平成21年11月2日付で有価証券報告書を関東財務局長に提出し、平成21年7月期において債務超過の状況に陥ったことから、同日の株式会社東京証券取引所発表のとおり、有価証券上場規程第603条第1項第3号(債務超過)に該当するため、猶予期間入りいたしました。

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

2. 債務超過に至った経緯

当社は、不動産在庫の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達の難航や遅れによる影響を受け、売上高が減少し、また販売価格が下落し、利益率も悪化いたしました。また、販売目的で保有する棚卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、第22期から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価の切り下げの方法)によっております。これによる簿価の切り下げとして売上原価が増加したことも、利益率の低下要因であります。

さらに、販売用不動産評価損や解約損失引当金繰入額、解約違約金等の特別損失を計上いたしました。

また、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」で発表しておりますとおり、調査委員会の調査報告を受け

過年度の損益を修正したことの影響を受け平成21年7月期（連結）において、196億1百万円の債務超過となりました。

3. 連結財務状態について

株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第3号（債務超過）に規定する「純資産の額」とは、「純資産の部の合計額＋特別法上の準備金等－（新株予約権＋少数株主持分）」であります。当社の連結会計年度（平成21年7月期）の純資産は△195億98百万円であります。新株予約権が2百万円であることから、196億1百万円の債務超過となっております。

4. 猶予期間

平成21年8月1日から平成22年7月31日まで

II. 当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還義務の履行の再猶予の合意について

当社が平成20年8月27日に発行いたしました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還につきまして、社債権者と償還義務の履行の再猶予につきまして平成21年11月17日に合意いたしました。

1. 経緯

当社は、平成19年8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社（以下、G S T K 4といたします。）を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第1回C Bといたします。）を発行いたしました。第1回C Bの償還期限は平成20年8月27日でしたが、平成20年8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第2回C Bといたします。）をG S T K 4を引受先として発行し、第1回C Bと相殺いたしました。

そして、第2回C Bの償還期限が平成21年8月27日に到来いたしました。現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、平成21年8月21日付で、償還に向けて引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

その後も、協議を続けておりますが、協議にもうしばらく時間を要することから、償還義務の履行を平成22年2月26日まで猶予することにつきまして合意いたしました。

2. 債務の内容

債務の種類：転換社債型新株予約権付社債

社債の総額：10,002,720,000円

社債権者：G S T K 4

債務の総額に対する比率21.0%（平成21年7月31日現在、連結、個別）

3. 合意内容について

当社は、平成20年8月27日に第2回C B 10,002,720,000円を発行いたしました。その償還期限が平成21年8月27日に到来し、G S T K 4と償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。これを平成22年2月26日まで猶予することに合意いたしました。

合意の内容は次のとおりです。

- (1) 償還義務の履行を平成22年2月26日まで猶予する。
- (2) 償還義務の履行の猶予は第2回C Bの不履行を構成しない。

III. 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定

時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成21年10月28日に以下の有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書を訂正し、それぞれの訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書を提出いたしました。

提出した訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 平成18年7月期（中間） | 半期報告書の訂正報告書（注1） |
| ② 平成19年7月期（中間） | 半期報告書の訂正報告書（注2） |
| ③ 平成19年7月期 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| ④ 平成20年7月期（中間） | 半期報告書の訂正報告書 |
| ⑤ 平成20年7月期 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| ⑥ 平成21年7月期第1四半期 | 四半期報告書の訂正報告書 |
| ⑦ 平成21年7月期第2四半期 | 四半期報告書の訂正報告書 |
| ⑧ 平成21年7月期第3四半期 | 四半期報告書の訂正報告書 |

（注1）平成18年7月期（中間） 半期報告書の訂正報告書は、平成21年10月28日に、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）により提出いたしました。公衆縦覧期間が経過しておりますため、E D I N E T上では、閲覧できませんので、ご了承ください。

（注2）平成19年7月期（中間）の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成18年7月期（中間）の連結財務諸表等を訂正したため、訂正報告書を提出しております。

また、上記の有価証券報告書等のうち、訂正前の平成18年7月期（中間）（自平成17年8月1日至平成18年1月31日）半期報告書を参照書類とする発行開示書類に基づき平成18年5月に募集株式を発行し、また、訂正前の平成19年7月期（自平成18年8月1日至平成19年7月31日）有価証券報告書および平成20年7月期（中間）（自平成19年8月1日至平成20年1月31日）半期報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づき平成20年8月に無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

これらの、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した行為（平成19年7月期（中間）半期報告書を除く）および重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に関し、平成21年11月24日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し2億8,155万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありました。

IV. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、当社株式の特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求について

平成21年11月24日にて、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）より、平成21年11月25日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、および新たに平成21年11月25日付で、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領いたしました。また、上場契約違約金1,000万円の支払いを求められることとなりました。

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は平成21年10月23日付で、「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。その開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第605条第1項第14号（上場会社が有価証券上場規程第601条第1項第11号a前段（有価証券上場規程第603条第1項第6号による場合）に該当すると認められる相当の事由があ

ると東証が認める場合)に該当することとなり、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄(審査中)に指定されました。

その後、当社は平成21年10月28日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

平成21年11月24日にて、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄(審査中)への指定について解除されることが決定いたしました。

2. 当社株式の特設注意市場銘柄への指定について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄(審査中)指定は解除されましたが、当社において、会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明いたしました。このことから、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。

3. 上場契約違約金の徴求について

当社は、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成21年11月17日付で次に記載の過年度の決算短信等を訂正いたしました。

訂正を行った決算短信等

① 平成18年7月期	平成18年7月期	中間決算短信(連結)	平成18年3月6日発表
② 平成18年7月期		個別中間財務諸表の概要	平成18年3月6日発表
③ 平成19年7月期	平成19年7月期	中間決算短信(連結)	平成18年3月6日発表
④ 平成19年7月期		個別中間財務諸表の概要	平成18年3月6日発表
⑤ 平成19年7月期		決算短信	平成19年9月14日発表
⑥ 平成20年7月期	平成20年7月期	中間決算短信	平成20年3月14日発表
⑦ 平成20年7月期		決算短信	平成20年8月12日発表

(注1) 平成19年7月期(中間)の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成18年7月期(中間)の連結財務諸表等を訂正したため、平成19年7月期中間決算短信(連結)および平成19年7月期個別中間財務諸表の概要を訂正しております。

そして東証より、平成20年7月期の決算短信等を訂正した件について、有価証券上場規程第412条に違反したと認められ、当社が東証の市場に対する株主および投資者の信頼を棄損したと認められることから、有価証券上場規程第509条第1項第1号に基づき、上場契約違約金1,000万円の支払いを求められることとなりました。

V. 当社第2回無担保社債(株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定)の期限の利益喪失について

当社が発行している株式会社アルデプロ第2回無担保社債(株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定)は、以下のとおり、社債要項に基づき期限の利益を喪失いたしました。

1. 期限の利益の喪失に至った経緯

当社は、平成21年11月27日に当該社債の利息を支払わなかったことにより、社債要項第13項に定める期限の利益喪失に関する特約に該当し、平成21年11月27日付をもってその全額につき期限の利益を喪失いたしました。そして、平成21年11月30日付で株式会社近畿大阪銀行から当該社債に係る債務全額をただちに履行する旨の催告書が当社宛に送付され、平成21年12月2日に受領いたしました。

2. 対象となる社債

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 株式会社アルデプロ第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付
および適格機関投資家限定） |
| (2) 発行日 | 平成17年11月29日 |
| (3) 償還日 | 平成22年11月29日 |
| (4) 現在残高 | 金4億5千万円 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月21日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

記

当監査法人は、平成21年7月30日に監査契約を締結したため、監査契約締結以前に売却済み又は清算済みの連結子会社（株式会社オーパス、株式会社サワケンホーム、ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社）については、先方の協力が得られなかったこと等の理由で往査ができなかったことから、当該子会社の財務諸表について質問等の手続が一部実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「第5 経理の状況 2 監査証明について」に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年12月15日

株式会社アルデプロ

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）および第1四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成21年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間において売上総損失、営業損失、四半期純損失を計上しており、債務超過の状態にある。また、期限の到来した金融機関からの借入金について、金融機関の理解のもとに返済期限を延長しており、支払利息について一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできていない。さらに、1年以内に多額の社債の償還時期を迎える状況にあり、また、第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより全額の弁済を履行する旨の催告書を受領しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり
 - 1) 会社は、平成21年7月期において債務超過となったことから、平成21年11月2日付の株式会社東京証券取引所の発表のとおり、有価証券上場規程第603条第1項第3号（債務超過）に該当し、猶予期間に入っている。
 - 2) 会社は、平成21年8月21日付でジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社との間で、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を平成21年8月27日から平成21年11月27日まで猶予することに合意していたが、再度、平成22年2月26日まで猶予することに合意している。

- 3) 会社は、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した行為および重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に関し、平成21年11月24日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、会社に対して2億8,155万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われている。
- 4) 会社は、平成21年10月23日付で株式会社東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されていたが、審査の結果、平成21年11月25日付で監理銘柄から解除され、新たに同日付で、内部管理体制についての改善の必要性が高いと判断されたことにより特設注意市場銘柄に指定されている。
- 5) 会社は、第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより、平成21年12月2日付で債務全額をただちに履行する旨の催告書を受領している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月15日
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋康夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高橋康夫は、当社の第23期第1四半期(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。